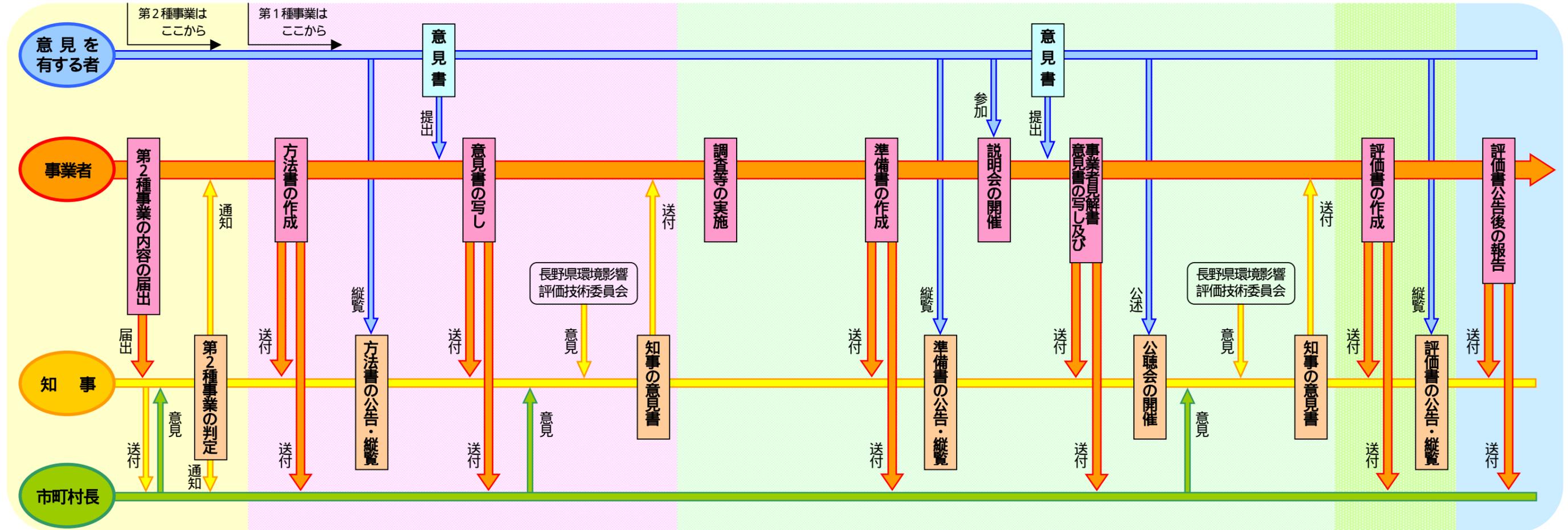


# 環境影響評価条例の手続の流れ



第2種事業はここから

## 第2種事業の内容の届出

第2種事業を実施しようとする者は、その事業について環境影響評価の手続を行う必要があるかどうかの判定を受けるため、その内容等を知事に届け出ます。

## 第2種事業の判定

知事は、届出について、地元市町村長の意見を勘案して、環境影響評価の手続を行う必要があるかどうかを判定し、届出者及び市町村長に通知します。

## 方法書の作成

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等を記載した環境影響評価方法書（「方法書」）を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。

## 方法書の公告・縦覧

知事は、方法書について公告を行い、公告の日から1月間縦覧に供します。

## 方法書についての意見書

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間（1月）+ 2週の間、意見書を提出することができます。

## 方法書についての知事の意見

知事は、方法書について、長野県環境影響評価技術委員会及び市町村長の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、事業者に意見を述べます。

## 調査等の実施

事業者は、知事の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、長野県環境影響評価技術指針で定めるところにより、環境影響評価の項目等を選定し、調査を実施するなどの環境影響評価を実施します。

## 準備書の作成

事業者は、環境影響評価を実施した後、調査の結果の概要及び保全対策などを記載した環境影響評価準備書（「準備書」）を作成し、知事等に送付します。

第1種事業はここから

## 準備書の公告・縦覧

知事は、準備書について公告を行い、公告の日から1月間縦覧に供します。

## 説明会の開催

事業者は、準備書の記載事項について周知させるために、関係地域内において、説明会を開催します。

## 準備書についての意見書

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間（1月）+ 2週の間、意見書を提出することができます。

## 公聴会の開催

知事は、知事の意見を述べるに当たって、環境の保全上の意見を有する者の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催します。

## 準備書についての知事の意見

知事は、準備書について、長野県環境影響評価技術委員会及び市町村長の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見及び公聴会において述べられた意見に配慮して、事業者に意見を述べます。

## 評価書の作成

事業者は、知事の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、準備書の記載事項について必要な検討を実施します。必要に応じ追加調査等を実施し、環境影響評価書（「評価書」）を作成し、知事等へ送付します。

## 評価書の公告・縦覧

知事は、評価書について公告を行い、公告の日から1月間縦覧に供します。

## 評価書公告後の報告

事業者は、評価書に記載した事後調査の状況及び対象事業の実施状況等を記載した報告書を知事等に送付します。知事は、必要があると認めるときは事業者に環境の保全のための措置を求めることができます。